

3. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

～保健・医療・福祉分野

施策 3-1 保健・医療の推進

SDGs との連携

連携する SDGs								
	目標 3 保健	目標 4 教育	目標 16 平和					

目的と方針

健康寿命の延伸をめざし、すべての町民が元気で生きがいを感じながら暮らすための健康づくり事業を推進します。

また、安心して生活していくために、十分な医療などが受けられる体制の整備を図ります。

現状と課題

高齢化が進む中、町民の健康づくりは重要な課題です。母子保健対策・がん対策・生活習慣病対策・歯科保健対策・心の健康づくり対策・感染症対策など様々な対策を充実させていくとともに、医療体制の充実を図っていく必要があります。

母子保健対策では、母子保健法のもと、各種健診・訪問などを実施しています。近年は妊娠期出産期からの包括的支援の必要性が唱えられており、各機関と連携した多様な母子保健活動を行っていく必要があります。

生活習慣病は栄養の偏りや運動不足など小さいころからの生活習慣と深く関連していることから、妊婦乳幼児期から生活習慣病を予防していく視点に立った活動が必要です。そのためには関係機関と連携を持った健診などを実施していくことが重要です。また、生活習慣病をさらに悪化させる喫煙や不適切な飲酒についても、若い世代からの取組が不可欠で、若い世代を対象とした健診を充実させていく必要があります。国民健康保険加入者を対象とした特定健診については追加検査項目を増やすなど健診の充実を図り、国保担当者と連携し受診率の向上に努め、事後の指導・相談を行っていきます。

がんは、本町の死因第1位です。がん予防の取組の中心となる各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺など）を効率的に実施し、広く受診勧奨していきます。また、治療のタイミングが遅れることのないよう、要精密となった受診者の事後フォローも確実に実施していく必要があります。

健康づくりには歯科保健対策も欠かせません。本町では幼児期から歯科保健協議会で策定した歯科保健計画のもと対策に取り組んでおり、学童期の虫歯の罹患率が低くなるなど良い効果をあ

げています。妊娠期からの歯科保健活動とともに今後も継続して実施していきます。また、中高年の歯周疾患は生活習慣病との関連も指摘されているため、現在実施している歯周疾患健診も受診率向上を図っていきます。

雇用悪化や感染症などにより、心の健康に関する様々な問題が増えています。妊娠出産時期・子育て期の支援は関係機関が連携し、母親の不安を軽減できるよう支援体制を整えていくとともに、子どもの健やかな心の発達を支援するため、健診や発達相談・言葉の相談を実施しています。また、学校や教育委員会とも連携し、学校生活や社会生活に適応できるよう成長を支援していきます。精神障がい者の相談などについては、中央保健所と連携し、安定した生活が送れるよう支援していきます。

感染症対策としては、予防接種が大きな効果を挙げています。定期的予防接種率の向上を図るとともに、任意の予防接種費の助成は今後も引き続き取り組んでいく必要があります。また、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の脅威に備え、綾町新型インフルエンザ行動計画を策定していますが、発生に備え、迅速的確に対応する準備をしておく必要があります。

医療体制の充実として、町内には、入院施設や小児科・産婦人科などの病院はないものの、令和2年8月に生目の杜医療防災拠点内に市郡医師会病院が移転し、30分以内でアクセス可能な環境が整いつつあるものの、医療機関までの移動手段の確保について関係機関と協議する必要があります。また、市郡医師会・県医師会・宮崎市・国富町と連携した広域市町村圏協議会における共同運営に参加し、夜間急病センター・小児診療所・在宅当番医制共同事業などの地域医療を提供しています。しかし、近年は医師不足であるため、住民に対し、適正な受診の啓発・普及による医師の負担軽減を図る必要があります。

施策の体系

1 保健・医療体制の充実	(1) 健康づくりの推進
	(2) 母子保健対策の充実
	(3) 医療体制の充実
	(4) 感染症予防の推進
	(5) 食生活の改善・推進
	(6) 心の健康づくり

主要な施策

施 策 名	主要な取組
<p>1 保健・医療体制の充実</p> <p>(1) 健康づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健康を見直し改善する機会として、特定健診・フレッシュ健診・消防団健診などを実施し、事後指導・相談を実施します。 ○特定健診では、心電図検査など必要に応じて検査項目の充実を図ります。 ○健康づくり推進員、自治公民館など地域と連携した健康づくりの推進に努めます。 ○宮崎県と連携し、「健康寿命の延伸」をめざし、健康づくりを中心とした事業に取り組みます。 ○幼児から高齢者までの各年齢期の健診事後指導及び相談事業において、生活習慣病対策として肥満などの予防・適正飲酒・禁煙の推進に取り組みます。 ○町民の運動の習慣化を図るため、社会体育と連携した取組を行うとともに、介護予防教室などでの運動指導に取り組みます。 ○介護予防のため、75歳以上に実施するフレイル健診など予防に必要な健（検）診を行います。 ○がん検診の受診率向上に努め、要精密者については確実にフォローしていきます。 ○子宮がん・乳がん・大腸がん検診の節目検診については、個別受診のクーポン券を発行することで受診のきっかけにするとともに、各種健診などの受診につなげる努力をします。 ○歯科保健をはじめとする子どもの健康づくりのためのブラッシング指導・フッ素塗布に加え、妊婦歯科健診・節目歯科健診などを実施します。
<p>(2) 母子保健対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦健診の受診率向上に努め、妊娠期・出産後の健康管理のため、助産師・保健師による相談・訪問など充実を図ります。 ○乳児健診・1歳児健診・1歳半児健診・3歳半児健診などの受診率向上に努め、病気や障がいの早期発見に努めます。 ○各機関と連携し、保健師・助産師などによる乳幼児の相談・訪問の充実を図ります。 ○不妊に悩む人達の相談に応じるとともに、不妊治療費の助成を実施します。
<p>(3) 医療体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の訪問や健診・相談などにおいて、宮崎県子ども救急医療電話相談の利用や適正受診を推進します。 ○宮崎市・国富町・市郡医師会・県医師会などと連携し広域医療の充実を図ります。

施策名	主要な取組
(4) 感染症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報や乳幼児健診などの機会を利用し、感染症予防のための知識普及を図り、予防接種の推進に努めます。 ○新型インフルエンザ等については、「綾町新型インフルエンザ等行動計画」に基づき行動します。 ○新型コロナウイルス感染症については、「綾町新型インフルエンザ等行動計画」を基礎に適切な対応を図ります。
(5) 食生活の改善・推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善推進員・自治公民館・各種団体・教育関係者との共同事業として、食生活の見直しから生活習慣病予防の啓発普及に努めます。 ○管理栄養士などの指導のもと、食生活の見直しを行い、健全な食生活を推進します。
(6) 心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○健康センター・医療機関・地域・家庭と連携し、うつ病をはじめとする精神疾患の予防啓発活動を実施するとともに、相談支援に努めます。 ○発達支援のため、5歳児健康相談と合わせて、保育所・幼稚園・学校・医療機関などの関係機関と連携し、支援スタッフの質の向上に努めるとともに、相談支援体制（ネットワーク）の充実を図ります。

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
医療体制（地域医療・休日医療などの）満足度	%	↗	57.2	60.0
保健活動（健康診査・健康相談など）の満足度	%	↗	49.3	55.0
胃がん健診受診率	%	↗	5.0	7.0
大腸がん健診受診率	%	↗	18.59	23.0
乳がん健診受診率	%	↗	16.33	20.0
前立腺がん健診受診率	%	↗	19.04	23.0
肺がん健診受診率	%	↗	11.82	13.0
結核健診受診率	%	↗	40.06	45.0
子宮頸がん健診受診率	%	↗	13.56	15.0

参画と協働の手がかり



住民

- 自分自身と家族の健康管理を行います。
- 定期健（検）診を受診します。
- 体を動かすなどの健康づくりに努めます。
- 健全な食生活を送ります。
- 健康づくりに関する講演会や教室へ積極的に参加します。
- 重複多受診をしないようにします。



地域・団体・事業者

- 地域における健康づくりを行います。
- 事業所での健康診査の実施や労働環境の向上に努めます。
- 安全で質の高い医療を提供します。
- 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。
- こころの健康づくりと自殺予防の取組に努めます。



生き生き百歳体操

施策 3-2 地域福祉の推進

SDGs との連携

連携する SDGs								
	目標 3 保健	目標 11 持続可能な都市	目標 17 実施手段					

目的と方針

「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めるため、地域住民、保健・医療・福祉団体等の関係者及び行政等が協働して地域社会の課題解決に取り組みます。

現状と課題

(1) 地域福祉の充実

人口減少・少子高齢化が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。また、地域における課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」するとともに、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

これら多様化する課題解決のためには、行政の力だけでは充分でなく、地域住民等が共に支え合う、助け合うなど、地域社会全体で支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

このような中、社会福祉協議会は、本町における社会福祉の中核として各種事業を行っており、行政・自治公民館・民生児童委員会などの関係機関や団体と連携し、地域福祉の充実を図っていますが、更なる地域福祉推進のため、保健・医療・福祉団体等の関係機関と調整を図り総合的なネットワークを構築する必要があります。

また、生活困窮者に対しては、相談に適切に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度の周知等について、ケースワーカーや民生児童委員と連携を図りながら進めています。さらに、一時的な困窮者に対しては、県社会福祉協議会の貸付制度を紹介するなど、個々の状況に応じた制度の適正な運用を行っています。

(2) ボランティア活動の推進

地域活動やボランティア活動を通して、心豊かな人材を育成し、人と人とのつながりを大切にできる地域づくりを形成し、ボランティア活動を身近なものとしてとらえ、子どもから大人まで誰もが参加できるような仕組みづくりや社会に貢献したいという思いを持っている人々が、いつからでも参加できる体制を形成していく必要があります。このため、「綾町ボランティアセンター活動事業推進協議会」では、毎年7月から9月にかけて行うボランティア体験月間中に体験コースを設けるなど、ボランティア活動の機会を地域住民に呼びかけ、ボランティア関係機関団体など相互の連絡調整やボランティア活動の推進に取り組んでいます。

施策の体系

1 地域福祉の充実	(1) 地域福祉ニーズの把握
	(2) 地域共生社会の実現に向けた取組
	(3) とともに支え合う町づくりの推進
	(4) 社会福祉協議会の体制強化
	(5) 社会福祉施設の整備
	(6) 低所得者の自立支援
	(7) 生活保護制度の適正な運用
2 ボランティア活動・住民活動の推進	(1) ボランティア活動の推進

主要な施策

施策名	主要な取組
1 地域福祉の充実	
(1) 地域福祉ニーズの把握	○児童・心身障がい者（児）・高齢者・低所得者・ひとり親家庭などに関する複雑かつ広範囲にわたる課題や在宅福祉の全体像を明らかにし、福祉の実態や社会資源の掌握、客観的な調査・研究により、ニーズの顕在化などに努めます。
(2) 地域共生社会の実現に向けた取組	○地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域共生社会の実現のため、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、専門機関等からなるネットワーク構築を図ります。 ○地域住民の課題解決のため、民生委員・児童委員と更なる連携強化に努めます。
(3) とともに支え合う町づくりの推進	○地域の福祉について地域住民自らが考え、話し合い、支え合うまちづくりを推進します。また、中心となって問題解決を図ることができる「人づくり」を進めます。 ○多様化する課題解決に対し、適切な支援を行うことができるよう、社会福祉協議会職員の資質向上に対する支援を行います。 ○専門的な視点から計画的に地域福祉を推進するため、研修会等に積極的に参加し、行政職員の人材育成を図ります。
(4) 社会福祉協議会の体制強化	○地域福祉・社会福祉の円滑な運営のため、活動の最前線に位置する社会福祉協議会の体制強化を図り、その活動を支援します。
(5) 社会福祉施設の整備	○公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、改修・維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減に努めます。

施策名	主要な取組
(6) 低所得者の自立更正支援	○低所得者の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援制度の周知をケースワーカーとともに行い、民生委員と密接な連携を取りながら、就業及び生活相談の充実・生活福祉資金の貸付など促進し、経済的自立の助長・生活意欲の向上を図ります。
(7) 生活保護制度の適正な運用	○経済的自立が困難な世帯に対しては、生活保護制度に関する適切な指導を行うとともに、地域社会との温かいつながりによって精神的な安定を図ります。
2 ボランティア活動の推進	<p>○ボランティアに対する町民の理解・認識を深め、参加促進を図ります。</p> <p>○綾町ボランティアセンター（綾町社会福祉協議会）と連携し、ボランティア活動に関する研修会を実施するとともに、活動促進のための人材育成に努めます。</p> <p>○団体間のネットワークづくりを促進し、広範囲における交流を図ります。</p> <p>○ボランティア精神で活動している消防団を始め、自治公民館・女性連・青年団・壮年会・高年者クラブなどの民主団体・学生・生徒などと連携の充実を図ります。</p>

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
社会福祉協議会のボランティア登録者数	人	↗	888	1,100

参画と協働の手がかり

 住民
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における福祉活動を理解します。 ● 地域における身近な福祉活動やボランティア活動、自治公民館活動などに積極的に参加します。
 地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者等が参加できる地域活動の機会をつくります。 ● 地域の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。 ● 地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。 ● 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。 ● 地域の代表として、町民からの生活相談を受けて行政につながります。 ● 行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。

施策 3-3 高齢者福祉の充実

SDGs との連携

連携する SDGs								
	目標 1 貧困	目標 3 保健	目標 11 持続可能な都市	目標 17 実施手段				

目的と方針

超高齢化社会の中で、健康・長寿の社会づくりのために、社会福祉協議会・地域包括支援センター・シルバー人材センター・高年者クラブとの連携などにより、高齢者の地域での活動や見守りを充実させ、健康で長生きできる社会づくりに努めます。

現状と課題

本町では、高齢者が心身ともに健康で安心して生活できるよう、健康づくりを推進する体制構築をめざしており、多様化するニーズに対応できるよう社会福祉協議会・地域包括支援センターなどの連携を図りながら、高齢化対策を進めていく必要があります。また、各種ボランティア団体の育成・強化のために、支援・助成を行う必要があります。さらに、保険財政の健全な運営のために効率的かつ効果的なサービス供給体制を整え、保険財政に対する町民の理解と協力を得ていくことも重要です。

高齢者の健康づくり事業としては、健康教室・介護予防講座を開催しています。しかし、健康でない高齢者は受講しない傾向にあり、各自治公民館単位での開催など、すべての高齢者が受講しやすい体制づくりが必要です。

高齢者が寝たきりの状態にならないためには、寝たきりの原因となる疾病の予防に努めるとともに、歩行浴プールや運動施設の活用、住まいの手すり設置やバリアフリー化の推進を図ることが必要です。さらに、高齢者の在宅生活を支援するため、認知症施策や医療・介護連携事業の充実も重要です。また、独り暮らしの高齢者が、安全で安心して暮らすことのできる地域福祉の充実を図るため、配食・外出支援サービスの提供、高年者クラブ活動の友愛訪問活動などを通して見守り活動を推進し、地域社会から孤立しないように努める必要があります。

また、高齢者が抱えるさまざまな悩み事等の包括的な相談支援体制の充実を図ることも求められており、地域包括支援センターの機能強化が課題です。

今後の超高齢化社会を見据え、住民啓発の推進や介護予防事業への積極的な参加を促進することで、元気な高齢者の増加を図っていかねばなりません。さらに、高齢者の社会参加を促し、その豊かな知識や経験を生かして働き続けることができる生涯現役社会の推進を図ることも求められています。

施策の体系

1 高齢者福祉の充実	(1) 地域包括支援システムの深化
	(2) 高齢者の健康づくり
	(3) 介護保険サービス等の充実
	(4) 社会参加・生きがい施策の推進
	(5) 高齢者の雇用促進

主要な施策

施策名	主要な取組
1 高齢者福祉の充実 (1) 地域包括支援システムの深化	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、自宅で生きがいのある生活や人生が送れるよう、疾病及び介護予防などの生活支援といったサービスなども含め、高齢者保健福祉対策に積極的に取り組むとともに、各地域における、健康指導などの指導的立場となるリーダーの育成を図ります。 ○高齢者介護を社会全体で支え合う仕組みとしての介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、財源確保や介護サービス内容（ケアプラン）の適正化にも取り組みます。
(2) 高齢者の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業と連携し、疾病予防を図ります。 ○健康を中心とした環境整備を進め、運動の習慣化を文化として実感できる地域づくりを推進します。また、「心の健康づくり」を推進し、生涯にわたる健康学習・スポーツ・レクリエーション・趣味などの活動を通して「心身の健康づくり」を促進します。 ○グラウンドゴルフ・ウォーキングなどの適度なスポーツ・レクリエーション活動を健康増進とともに、親しい仲間と楽しめるような環境づくりを推進します。 ○健康アプリ活用の推進を図ります。
(3) 介護保険サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援認定者・要介護認定者の在宅生活を支援するデイサービス・ショートステイ・ホームヘルパー派遣などの介護保険サービスの充実を図ります。 ○心身の機能が低下し、日常生活に助けを必要とする状態になっても身寄りがない場合や身寄りがあっても家庭の事情や住宅事情で生活が困難な高齢者に対して、安心して生活を送ることのできる施設の充実を推進します。 ○高齢者が安全・安心な暮らしを続けるために、身体の状態に合わせた手すりの設置などバリアフリー化を推進します。 ○公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、改修・維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減に努めます。

施策名	主要な取組
(4) 社会参加・生きがい施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の貴重な経験や知恵を活かす取組として、高年者クラブ活動を展開し、健康講座・奉仕活動・独り暮らし高齢者への友愛訪問活動など様々な事業を行い、高年者クラブへの加入を促進します。 ○各地区で行うお達者クラブ等の活動による高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。 ○シルバーボランティアを対象とした研修会を支援し、相互支援活動の充実を図ります。
(5) 高齢者の雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○シルバー人材センターの活動を支援するとともに、町内企業・産業への働きかけを行うことにより、高齢者の多様なニーズに応じた雇用や就業機会の確保に努めます。

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
高齢者・障がい者福祉（福祉・介護サービス・社会参加など）の満足度	%	↗	47.8	50.0
運動教室参加者の延べ人数	人	↗	12,617	60,000

参画と協働の手がかり

 住民
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防への取組に参加し、いつまでも健康な身体づくりに努めます。 ● 地域の健康指導リーダーとして、地域住民の健康増進事業に参画します。
 地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。 ● 地域の福祉の担い手として、各種活動に参加します。 ● ひとり暮らしの高齢者について、行政との協働で支援します。 ● 自治公民館において、健康づくり・生きがい活動を支援します。

施策 3-4 障がい者福祉の充実

SDGs との連携

連携する SDGs								
	目標 3 保健	目標 4 教育	目標 8 経済成長 と雇用	目標 10 不平等	目標 11 持続可能 な都市	目標 17 実施手段		

目的と方針

障がいがある人の社会参加を促進するため、良質な福祉サービスの提供に努め、障がいのあるなしにかかわらず、地域とともに生活できる「共生の社会」に向けた取組を推進します。

現状と課題

本町では、「綾町障がい者計画及び障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がい者等の施策を推進しています。

この計画では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者をはじめ、発達障がいのある方、難病を患っている方、その家族・地域住民・学校・企業・各種関係団体などを含めた社会全体を対象としています。

障がい者があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できるのが本来のあり方であるというノーマライゼーションの考え方が浸透し、障がい者が個人の尊厳に配慮されながら、住み慣れた地域で社会の一員として自立して生活し、社会経済活動に主体的に参加できる社会づくりが求められています。

また、障がい者の自立と社会参加への意識は年々高まりを見せており、障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障がい者が地域の中で、社会の一員として自立して生活していくことが期待されています。

一方で、障がい者の高齢化や障がいの重度化・複雑化の傾向が見受けられることから、障がい者の多様化するニーズにきめ細やかに対応することがこれまで以上に必要となってきています。

このため、福祉・保健・医療サービスの量的・質的な充実を図ることはもちろんのこと、包括的な相談体制の確立や地域生活支援拠点等の整備、医療的ケアが必要な児童への支援体制の確立等に今後取り組んでいく必要があります。

施策の体系

1 障がい者福祉の充実	(1) 啓発・広報の推進
	(2) 医療・保健の充実
	(3) 福祉サービスの充実
	(4) 教育・育成の充実
	(5) 雇用・就労の促進
	(6) 住みよいまちづくりの促進
	(7) 社会参加の促進

主要な施策

施策名	主要な取組
1 障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙や各種イベントなどで障がい及び障がいのある方に関する理解と認識の啓発に努めます。 ○福祉サービスの提供により、障がいのある方の自立意識の高揚と社会参加の促進に努めます。
(1) 啓発・広報の推進	
① 啓発・広報活動の推進	
② 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校における福祉教育の推進のため、障がい者の疑似体験や福祉施設への実習などを行います。 ○地域住民に対する福祉教育を推進します。
③ ボランティア活動の促進	○綾町社会福祉協議会と連携し、障がいのある方一人一人のニーズに応じたボランティア活動の推進を図ります。
(2) 医療・保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○病気による後発性の障がいを予防・早期発見するため、健康診断・保健指導の充実を図ります。 ○相談所による相談体制の充実と周知を行います。
① 障がいの発生予防・早期発見体制の確立	
② 医療・リハビリテーションの充実	
③ 精神保健福祉対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○精神保健に関する理解の推進を図ります。 ○精神障がい者に対する保健・医療の充実を図ります。
(3) 福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○宮崎東諸県圏域で整備する「基幹相談支援センター」において相談支援を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。 ○福祉サービスの情報提供の充実を図ります。 ○成年後見制度の広報を行うなど、権利擁護の推進を図ります。
① 生活支援体制の充実	
② 在宅福祉サービスの充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ○各種福祉サービスを組み合わせ、在宅での生活が行えるようにします。 ○補装具・日常生活用具の交付により、福祉機器の普及促進に努めます。

施 策 名	主要な取組
③ 施設福祉サービスの充実	○町内にない機能の施設を利用したいとの希望がある場合、近隣施設と連携してサービスの提供を行います。
(4) 教育・育成の充実 ① 障がい児保育の充実	○臨床心理士や保健師による相談支援を実施します。 ○児童発達支援サービスなどを活用し、支援します。
② 障がい児教育の充実	○児童発達支援サービスなどを活用して、障がい児教育の充実を図ります。 ○宮崎県「エリアサポート体制」の「エリア巡回支援」や「エリア研修」を効果的に活用し、教職員のサポート体制の構築や特別支援教育に係る資質向上を図ります。 ○特別支援担当を対象にした研修などを実施し、教職員の資質向上を図ります。 ○就学・就労支援及び相談体制の整備を行います。
(5) 雇用・就労の促進 ① 雇用機会の拡大	○関係機関と連携して障がい者の雇用・就労の促進を図ります。
② 福祉的就労の充実	○作業所（就労支援施設）の利用により、福祉的就労の場の提供を行います。 ○関係機関と連携し、作業所（就労支援施設）の利用により、福祉的就労の場の機能強化支援を行います。
(6) 住みよいまちづくりの促進 ① 福祉のまちづくりの推進	○公共施設や町道のバリアフリー化に努めます。 ○町営住宅の入口のスロープ化などバリアフリー化に努めます。 ○社会福祉協議会を通じた移動支援のほか、タクシー券を交付し、障がい者の方の移動支援に努めます。
② 防犯・防災体制の整備	○障がいのある方に配慮した防犯・防災対策の推進を図ります。 ○広報誌などにより、防災知識の普及を図ります。
(7) 社会参加の促進 ① スポーツ・レクリエーション活動の振興	○県障がい者スポーツ大会・障がい者卓球バレーなどの活動への参加促進を図り、大会参加時にはマイクロバスなどを用意するなど、活動領域の拡充に向けた支援を行います。
② 情報・コミュニケーション体制の整備	○講演会などに手話通訳士の派遣を行うなど、情報バリアフリー化の促進を図ります。 ○聴覚障がい者へのヘルパー派遣を行うなど、コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
高齢者・障がい者福祉（福祉・介護サービス・社会参加など）の満足度	%	↗	47.8	50.0

参画と協働の手がかり



住民

- 可能な限り、積極的に社会参加します。
- 障がい者を理解・尊重して、社会参加に関しての手助け・支援を行います。



地域・団体・事業者

- 障がい者が参加できる地域活動の機会をつくれます。
- 障がい者が安心して生活できる環境づくりに努めます。
- 障がい者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。



綾小学校「ボッチャ」体験

施策 3-5 社会保障の充実（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、年金）

SDGs との連携

連携する SDGs								
	目標 1 貧困	目標 3 保健	目標 8 経済成長 と雇用	目標 16 平和				

目的と方針

すべての町民が健康で安心した生活を送ることができるよう、社会保障制度の充実と適正な運用に努めます。

現状と課題

国民健康保険制度は平成 30（2018）年度から財政の責任主体が県に移行し、県内の市町村とともに国保の運営を担っており、県が市町村の年齢構成の偏りや財政基盤などを考慮し、安定した運営をしています。

市町村の主な役割としては、被保険者証発行などの資格管理事務や保険料の決定及び賦課・徴収事務及び保健事業等があります。

今後も医療費の増加が見込まれる中、特定健診・保健指導の受診率向上に努め、医療費の抑制を図るとともに、関係部署及び関係機関と連携して医療費の適正化に取り組み、被保険者の個人負担の軽減に努める必要があります。

後期高齢者医療制度は、保険財政の安定化のため、県内全市町村が加入する宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携して制度運営を行っています。

少子高齢化により、被保険者数及び医療費が増加傾向にある中、高齢者が安心して医療にかかることができるような安定した制度とするため、健康診査受診率の向上に努め、重複多受診の抑制や病気の早期発見・早期治療による医療費の適正化を図っていくことが重要です。

介護保険制度は、団塊の世代が 75 歳となる令和 7（2025）年及び高齢化率が最高になる令和 22（2040）年を見据え、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように地域包括ケアシステムの深化に取り組んでおり、その実現に向けて重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化も急がれます。

また、今後医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患・認知症などの高齢者の増加が見込まれることから、地域での医療と介護の連携、認知症高齢者の支援体制、生活支援、成年後見制度など機能強化と住民啓発の充実を図ることが重要です。

国民年金については、加入・納付・免除の案内を適時行い、無年金者の解消に努めていくことが求められています。

施策の体系

1 社会保障の充実	(1) 国民健康保険事業
	(2) 後期高齢者医療保険事業
	(3) 国民年金事業
	(4) 介護保険事業

主要な施策

施策名	主要な取組
1 社会保障の充実 (1) 国民健康保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診・特定保健指導の受診率の向上を図るとともに、健康づくり推進員の活用や健康づくりに係るインセンティブ制度の導入を検討していきます。 ○健康教室を実施するなど、疾病予防と健康対策を積極的に推進します。 ○収納率の向上を図り、保険税の安定確保と税負担の公平性の確保のため、保険証切り替え時の納付指導はもとより、特別な事情なく滞納を続ける者に対しては、法的措置の取組強化を含め、効果的・効率的な徴収事務を行います。 ○医療費については、各世帯に医療費の通知・ジェネリック医薬品の利用推進・資格の得喪の適正化・交通事故など第三者行為の把握に努めるなど適正化を図ります。
(2) 後期高齢者医療保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査の受診率向上を図るため、広報による周知及び未受診者への受診勧奨通知の送付などを実施します。 ○収納対策計画を作成し、収納率向上を図ります。 ○重複・頻回受診者及び重複服薬者又はその家族に対し、療養方法などの適切な指導を訪問で行い、健康保持と疾病の早期回復を促します。 ○医療費の通知及びジェネリック医薬品の利用推進などによる医療費の適正化を図ります。
(3) 国民年金事業	<ul style="list-style-type: none"> ○日本年金機構と連携し納付率の向上とともに、無年金者の解消に努めます。
(4) 介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が要介護状態にならないよう、また要介護状態がさらに悪化しないよう、保険事業と介護予防を一体的に取組みます。 ○認知症に関する正しい知識の普及を図り、周囲の人が適切に対応できる環境を整えるため、相談体制を充実します。 ○医療措置の必要な要介護者が、日常生活を安心して送れるよう、医療と介護の連携強化に努めます。 ○住み慣れた地域や家庭で引き続き生活できるよう、介護サービスの充実を図り、要介護・支援者を地域で見守る「地域包括ケアシステム」の深化を図ります。

施策名	主要な取組
	<p>○在宅介護している家族の負担が軽減できるよう相談・支援事業に取り組み、広報などによる事業内容の普及啓発活動を推進します。</p> <p>○介護保険事業の円滑な運営を推進するため、介護保険の財源を確保し、収納率向上を図ります。</p>

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
社会保障（医療体制）の満足度	%	↗	57.2	60.0
被保険者一人当たりの年間医療費 国民健康保険	円	↗	391,433	440,561
被保険者一人当たりの年間医療費 後期高齢者医療	円	↗	68,618	77,230
要介護認定者一人当たりの年間 介護給付費	円	↗	1,882,103	2,022,510

参画と協働の手がかり

住民

- 保健事業への理解を深め、健康増進により医療費の軽減に努めます。
- 納期限内に保険税（料）を納めます。
- 健康や生きがいづくり、介護予防に取り組みます。
- かかりつけ医を持ち、医療費の適正化に努めます。
- 介護保険事業や認知症についての知識を深め、地域活動に活かします。

地域・団体・事業者

- 高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。
- ひとり暮らしの高齢者について、行政との協働で支援します。
- 自治公民館等において、健康づくり・生きがいづくり（生涯学習等）を活性化します。
- 地域の福祉の担い手として、各種活動に参加します。
- 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。